

## 介護職員等による喀痰吸引等の実施に係る認定等の手続

現在記載している手続きは、H24.3現在のものであり、今後変更になる可能性があります。

対象	必要な申請	提出書類	様式	提出方法	提出先	備考
従業者（介護職員等）	認定特定行為業務従事者認定申請（経過措置）	① 交付申請書	様式第17-1	郵送若しくは持参	◎佐賀県庁 〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号	<p>(※1) 認定を受けない者については、平成24年4月1日以降のたん吸引等の業務ができなくなります。</p> <p>(※2) 別紙1該当者であって、平成23年度中に研修を開始し、平成24年4月1日現在において、研修中の者は、研修終了後、経過措置の認定を受けてください。</p> <p>なお、平成24年度以降に研修を開始された者は、経過措置の対象者となりませんので、ご注意ください。</p> <p>(※3) 実施できる行為の範囲は、別紙1の各通知に定められた範囲であって、かつ研修を修了した範囲に限られます。</p> <p>なお、研修で修了した範囲以外の行為を行う場合は、②において、追加研修を受ける必要があります。</p>
		② 住民票(写)				
		③ 誓約書	様式第5-3			
		④ 研修修了証明書(該当するものがある場合)及び修了した研修内容、研修時間を示す資料				
		⑤ 本人誓約書	様式第17-2			
		⑥ 第三者証明書	様式第17-3			
		⑦ 実施状況確認書	様式第17-4			
②認定特定行為業務従事者	認定特定行為業務従事者認定申請	① 交付申請書(不特定の者対象研修修了者)	様式第5-1	郵送若しくは持参	◎上記と同様	<p>(※4) 平成24年度以降の研修開催については、後日案内しますので、県HP等で確認するようにしてください。なお、現在佐賀県には、登録研修機関はありません。</p>
		② 申請書(特定の者対象研修修了者)	様式第5-2			
		③ 住民票(写)				
		④ 誓約書	様式第5-3			
		⑤ 喀痰吸引等研修修了証明書				
事業者（施設・事業所等）	登録特定行為事業者登録申請	① 登録申請書	様式第1-1	郵送若しくは持参	◎佐賀県庁 〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号	<p>(※5) 平成24年4月1日現在介護福祉士であって、①及び②に該当する介護福祉士にあつては、認定特定行為業務従事者としての認定を受ければ、③登録特定行為事業者の業務に従事することができます。</p> <p>(※6) 看護師等については、看護師等の資格を有している者であつて、訪問介護事業所等で介護職員として喀痰吸引等の業務を行う場合は、従事者名簿への記載が必要です。</p> <p>(※7) 事業者は、従業者が①若しくは②の認定を受けた後、登録申請を行うことができます。(看護師等を除く)</p>
		② 設置者が法人の場合(法人の定款又は寄付行為及び登記事項証明書)				
		申請者が個人である場合(住民票の写し)				
		③ 介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿	様式第1-2			
		④ 誓約書	様式第1-3			
		⑤ 登録適合書類	様式第1-4			
		添付書類	チェックリスト参照			
		⑥ 資格証(写) a. 喀痰吸引等の業務に従事する介護福祉士(H27以降～) ⇒介護福祉士登録証 b. 認定特定行為業務従事者 ⇒認定証の写し c. 看護師等(※6) ⇒資格証の(写)				
		※人の認定申請提出先と事業者の登録申請先は異なりますので、ご注意ください				
		④登録喀痰吸引等事業者	登録喀痰吸引等事業者登録申請			

## 介護職員等による喀痰吸引等の実施に係る認定等の手続

現在記載している手続は、H24.3現在のものであり、今後変更になる可能性があります。

対象	必要な申請	提出書類	様式	提出方法	提出先	備考
登録研修機関 介護の業務に従事する者に対して認定特定行為業務従事者となるのに必要な知識及び技能を修得させるため、都道府県知事又はその登録を受けた者	登録研修機関登録申請	① 登録研修機関登録申請書	様式第12-1		◎佐賀県庁 (〒840-8570 佐賀市城内一丁目 1番59号)	
		② 設置者が法人の場合(法人の定款又は寄付行為及び登記事項証明書)				
		申請者が個人である場合(住民票の写し)				
		③ 誓約書	様式第12-2			
		④ 登録研修機関登録適合書類	様式第12-3			
		添付書類				
⑤ 実地研修の一部を委託する場合には、当該研修機関に関する資料					<b>不特定の者対象者:</b> 長寿社会課  <b>特定の者対象者:</b> 障害福祉課	